

9

医業類似行為を行える医療資格者について

清野 充典

順天堂大学医学部医史学研究室

【はじめに】

大宝元年(701年)に医制が誕生し、明治7年文部省通達「医制」で医師が制度化された。明治44年に「按摩術営業取締規則」や「鍼灸術営業取締規則」が制定され、西洋医や漢方医の医療が制度化される一方、医療制度から除外された人達の治療や明治・大正・昭和時代に生まれた治療方法が、療術行為や医療類似行為と称された。戦後日本国憲法制定に伴い、医業類似行為と名称が統一され、昭和23年より届け出をした医業類似行為者が営業を許可された。平成3年に、厚生労働省が通知した医業類似行為の取り扱いについて検討した。

【本文】

昭和22年5月3日に新憲法が施行され、旧憲法が昭和22年末に効力を失った。それに先立ち、昭和22年2月に厚生大臣諮問機関の医療制度審議会が設置された。同年3月に、指圧、医療類似行為、療術行為の取扱について話し合いが持たれ、「医業類似行為」という名称になった。昭和23年1月1日公布「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」では、医業類似行為は届出した者に限り認める内容であった。「届出医業類似行為業者」は14856人であった。昭和26年から昭和35年まで、医業類似行為とは何かを厚生省内で話し合われ、医業類似行為とは人体に効果があると思われる「手技、電気、光線、刺戟、温熱療法」の5つの行為を指す事とされた。昭和39年の登録者は、按摩師への転業や死亡等で約9300人になっていたが、再登録を認めたため約2500名が追加され、約11800人となった。平成3年6月28日に医事第五八号「各都道府県衛生担当部(局)長あて厚生省健康政策局医事課長通知」が発令された医業類似行為に対する取扱いの中で、「医業類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復については、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の免許を有する者でなければこれを行ってはならない」と言っている。ここで言う医業類似行為は、有害とはならない電気、光線等に関する器具、器械を使用して施術である。はり師、きゅう師及び柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師は、昭和39年に行うことが可能となり、医療保険の適応になった。届出医業類似行為者も、この行為は認められていたが、昭和63年から出来なくなっている。この通知は、医業類似行為は、医療資格を有していなければ出来ない行為であると明示した通知である。難解な文章であるが、鍼灸治療や柔道整復治療が医業類似行為だと言っている通知内容ではない。また、「あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為について」とは、指圧のことである。指圧とは、アメリカで行っているカイロプラクティック等の各種用手療法のことである。医事第五八号は、厚生労働省が無資格診療を認めない考えを示した通知内容である。

【結語】

昭和35年1月の最高裁における結審判決の誤解は、平成4年に厚生労働省医事課長が鍼灸治療を広義の医業類似行為だとした通知にまで及んだ。平成4年の通知に対し、清野充典が平成27年10月30日に厚生省健康政策局医事課長へ異議申し立ての文書を提出した後、令和元年12月にはこの文言が厚生労働省のホームページより削除された。平成3年の医事課長通知は、医業類似行為に対し「医師、歯科医師、はり師、きゅう師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師以外行ってはいけない治療行為である」と解釈することが出来る。近年、この通知を「鍼灸術や柔道整復術が医業類似行為である」と誤読している風潮がある。その原因になったと思われる「広義の医業類似行為」とする通知は削除されている。鍼灸術や柔道整復術は、701年から続く外科的治療である。